

愛知県内での

電動キックボードの

正しい乗り方を知っていますか？

○ 運転前に確認しましょう！

ヘルメットの着用

ブレーキ
前照灯
警音器
バックミラーを装備

ウインカー
ナンバープレート等を装備

※ 電動キックボードは定格出力によって、
「原動機付自転車」や「普通自動二輪車」等に
分類されますので、ご注意ください。

○ 注意事項

電動キックボードを運転する時は、

- 運転免許証（定格出力に応じたもの）
 - 乗車用ヘルメットの着用
 - ナンバープレートの取り付け
 - バックミラー・前照灯、ブレーキ等の装置
 - 自賠責保険への加入
- が必要になります。
運転前に確認しましょう。

電動キックボードで、
歩道走行はできません！

電動キックボードを安全に利用するため
に動画を作成したから見るんじゃぞ！



YouTube
愛知県警察
公式チャンネルはこちら



愛知県警察

